

登別市立幌別東小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

第2条(定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

いじめ防止対策推進法より

【次の要件が満たされている場合は「いじめ」として対応する】

- ①「一定の人間関係」であること（学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団・グループなど、当該児童生徒と何らかの人間関係がある。）
- ②心理的又は物理的（身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌のことを無理矢理させられたりすることなど）な影響を与える行為（インターネット上のものも含めて）
- ③行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること
*インターネットを通じた誹謗中傷などは、本人が気づかず、心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様の対応をする。

2 いじめ防止基本方針作成に当たっての学校の責務・役割

ア いじめは、当該児童等の安心して学校生活を送る権利を奪うなど、著しく人権を侵害する行為であり、どんな理由においてもあってはならないことであるという認識に立つ。そして、このいじめは本校においても起こりうるという認識の下、全職員が、未然防止、早期発見、迅速な対応等に適切にあたるという基本認識に立つ。

イ 子ども自身がいじめを起こさない好ましい人間関係を築くなど、よりよい生き方を身に付けるよう、道徳教育を基盤とした教育を進める。

ウ いじめの早期発見、個に応じた指導、対応について、全校体制で取り組む。

エ いじめ解決について、保護者、地域、関係機関等と連携する、指導助言を得る、協働するなどを通して取り組む。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

アを具現するために校内外において、下記のとおり「校内いじめ問題対策委員会」及び「地域いじめ問題対策委員会」を設置する。

【校内いじめ問題対策委員会】

①構成員 校長、教頭、指導部長、教務主任、養護教諭、必要に応じて他の職員も加えて構成員とする。

- ②取組内容
- ・ いじめ未然防止のための取組計画の作成
 - ・ いじめ早期発見等に関する調査及び教育相談等に関する取組
 - ・ いじめ解決に向けた取組
 - ・ いじめに関わる子ども理解等、研修に関すること

【地域いじめ問題対策委員会】

①構成員 校長 教頭 指導部長 教務主任 P T A会長 学校運営協議会委員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー等を構成員とする。

- ②取組内容
- ・ いじめ未然防止のための取組計画の共有
 - ・ いじめ早期発見等に関する調査及び教育相談等に関する取組の報告
 - ・ いじめ解決に向けた取組に係る検討等
 - ・ いじめに関わる子ども理解等に関することの検討

【組織的ないじめ対応の流れ】

① 情報を集める

- 教職員、子ども、保護者、地域住民、その他から情報を集める。
- ※ いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。



② 指導・支援体制を組む

- 学級担任、指導部長、T T教諭、養護教諭、管理職で組織し、役割分担する。



③-1 子どもへの指導・支援

- 被害の子どもにとって信頼できる人と連携した寄りそい支える体制をつくる
- 加害の子どもに対して、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- いじめを見てい子どもに対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

③-2 保護者 の連携

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係の加害、被害の子ども家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

4 いじめの未然防止について

(1) 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、子どもの尊厳が守られ、子どもをいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始める。

未然防止の基本となるのは、子どもが周囲の友達や教職員と信頼できる関係の中、安心、安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

子どもに集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め会える人間関係・学級風土を子ども自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や子どもの欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(2) 具体的な措置

- ア) いじめについての共通理解
- イ) いじめに向かわない態度・能力の育成
- ウ) いじめが生まれる背景の理解と指導上の注意
- エ) 自己有用感や自己肯定感の育成
- オ) 子ども自らがいじめについて学び、取り組む場や機会の設定

5 いじめの早期発見について

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に子どもの情報交換を行い、情報を共有する。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう子どものグループ内で行われるいじめ等、特定の子どものグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの子どもも教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

(2) いじめ早期発見のための措置

- ア) 定期的なアンケート調査
- イ) 定期的な教育相談
- ウ) 子どもが日頃からいじめを訴えやすい雰囲気醸成
- エ) 保護者用いじめチェックシート活用等による家庭との連携
- オ) 子ども、保護者、地域住民、教職員が抵抗なく相談できる体制整備及び点検
- カ) 保健室の利用
- キ) 電話相談等の紹介

6 解決に向けた対応について

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害の子どもを守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害の子どもを指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) 具体的な対応

- ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ) 訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、些細な兆候であっても疑いがある行為は、早い段階から的確に関わりをもつ。
- ウ) いじめられた子ども、知らせてきた子どもの安全を確保する。
- エ) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に情報を共有する。
- オ) 当該組織が中心となり、いじめの事実の有無の確認を行う。

- カ) 事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに、被害、加害の子どもの保護者に連絡する。
- キ) 学校や学校の設置者が、加害の子どもに対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている子どもを徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄の警察署と相談して対処する。
- ク) 子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

7 重大事態への対応について

*別紙「重大事態対応フロー図」による。

8 取組の評価について

マネジメント・サイクルにより取組の検証を進めるとともに、学校評価の項目として設定し、客観的に評価を進める。また、地域・保護者にも広く情報を公開し、透明性を高めるものとする。

- ア いじめの調査及び分析に関すること
- イ いじめ未然防止に関すること
- ウ いじめ早期発見に関すること
- エ いじめ再発防止に関すること
- オ いじめ防止、解消に対する教職員の指導、連携等に関すること
- カ 関係機関等との連携に関すること
- キ その他